

令和 2 年 1 月 29 日

医療機関の長 殿

茨城県医師会会長 諸岡 信裕

「新型コロナウイルス関連感染症：第 2 報」

厚生労働省は、1 月 28 日夕に新型コロナウイルス対策本部を設置し、加藤厚労大臣が本部長となり、第 1 回会議を開催しました。同日、日本国内で新たに 1 人の患者が確認され、国内患者は計 7 例となっております。

更に、当日の閣議で、新型コロナウイルス（2019-nCoV）を指定感染症と検疫感染症に指定し、政令施行期日は 2 月 7 日、効力は 1 年間。指定感染症への指定により、医師は新型コロナウイルスの診断をした場合には、最寄りの保健所に届ける必要があります。都道府県知事が必要と認めた場合には入院させるか就業制限を課すこともでき、費用は全額公費負担となります。

日本医師会は、1 月 28 日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、第 1 回会議を開催しました。「今後も国と連携を図りながら、都道府県・郡市区等医師会を通じて情報提供を行うとともに、日医ホームページにも最新の情報を掲載したい」としております。日医ホームページには、「新型コロナウイルスに関連した感染症に関する Q&A について」や最新情報等が掲載されていますので参照してください。

茨城県医師会は、これからも、日本医師会や行政からの最新情報をお伝えいたします。

記

○ 新型コロナウイルス関連感染症

厚生労働省 HP

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

日本医師会 HP

(https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html)

茨城県 HP

(<http://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/yobo/kiki/yobo/kansen/idwr/information/other/documents/202001-corona.html>)